

平成28年3月29日

各位

会社名 株式会社フード・プラネット  
代表者名 代表取締役社長 アンドリュー・ネイサン  
(コード：7853 東証第二部)  
問合せ先 経営企画室 執行役員 丹藤 昌彦  
(TEL. 03-4577-8701)

#### 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成28年2月4日付「平成27年9月期 有価証券報告書の提出」及び「過年度に係る有価証券報告書等及び内部統制報告書の訂正報告書の提出」並びに「過年度に係る決算短信等の訂正」に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で訂正報告書等を関東財務局に提出いたしました。

このうち、過年度訂正を行った第30期（平成25年10月1日～平成26年9月30日）有価証券報告書に関し、本日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対し600万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社は、このたび、証券取引等監視委員会より勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領後、対応及び課徴金について検討し、決定次第改めて開示する予定です。これに伴い、平成28年9月期通期業績に与える影響につきましても改めて開示する予定です。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以上